

令和 7 年 9 月 2 日
防災街づくり担当部
建 築 安 全 課

議会の委任による専決処分の報告
(精算機損壊事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和 7 年 4 月 1 5 日 (火) 午前 9 時 3 0 分頃
(天気：晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区 (以下「甲」という) の建築安全課職員が調査のため、現場近くのコインパーキングに駐車しようとした際、駐車位置にバックで止めようと切り返しのため前方向に進めたところ、乙所有の精算機と接触した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 乙への損害賠償額

8 0 3, 2 2 0 円
(自動車保険より全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和 7 年 6 月 1 7 日